

令和 7 年度福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金の 申請における変更点等

1 説明要旨

令和 7 年 4 月 1 日に、「ふくしま太陽光 J-クレジットクラブ」が発足したことに伴い、「令和 7 年度福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業取扱要領(以下、「取扱要領」)」の前年度からの変更点等について、事前にお知らせするものです。

2 前年度からの変更点

令和 7 年度より当補助金を申請いただく場合は、原則として「ふくしま太陽光 J-クレジットクラブ」への入会が必要となります。

<以下、取扱要領の主な変更点>

- (1) 「第 5 交付の要件」に、「太陽光発電システム及び蓄電池システムについて申請する場合は、福島県が運営・管理する「ふくしま太陽光 J-クレジットクラブ」に入会申込すること、又は入会していること。」を新たに追加する予定です。

○ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- a 法人又は個人事業主である場合
- b 共同住宅である場合
- c クラブに登録する太陽光発電設備について、給電部分に住宅用途以外(例:店舗兼住宅の店舗部分)が含まれる場合
- d クラブに登録する太陽光発電設備について、本補助金以外の補助金を活用しており、当該補助制度上、J-クレジット制度への登録を行うことに制限が設けられている場合
- e クラブに登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及び J-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれかに登録されている場合
- f V2Hシステムのみを申請する場合

- (2) 「第 6 交付の申請(提出書類)」に、「ふくしま太陽光 J-クレジットクラブ入会届」または「入会できない理由書」を新たに追加する予定です。

○提出いただいた「ふくしま太陽光 J-クレジットクラブ入会届」については、当クラブの運営・管理を受託している「福島県再生可能エネルギー推進センター」にて受付処理・管理等を行います。

○「入会できない理由書」は、(1) の a～f への該当を確認するものであり、追加で理由を証する書類を求める場合もあります。

○既に入会している方※が令和 7 年度に追加申請する場合においては、入会していることを証する書類の写しを申請書類に添付していただきます。
※令和 6 年度、またはそれ以前に太陽光発電設備を導入済であり、J-クレジットクラブの取組にご賛同いただき、入会済の方 等

3 クラブ入会における申請者の負担等

○入会における会費等は一切かかりません。

○モニタリング調査として、一部の会員の方に対し、福島県(クラブ事務局)より太陽光発電設備による自家消費量(発電量、売電量)がわかるもの(パワーコンディショナー・モニター等の写真又はダウンロードデータ等)の御報告をお願いする場合があります。

○なお、報告対象者は、無作為抽出により選出されます。
(毎年約 70 名程度を想定)

4 令和 7 年度福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金の募集時期及び関係資料(取扱要領等)の公開時期

○令和 7 年 5 月中旬頃を予定